

平成24年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

平成24年2月

京 都 市

目 次

〔重点要求項目〕		(No.)
◆	原発からの撤退を	1
◆	被災者支援の充実を	8
◆	市民の福祉とくらしを守るために，国に対して以下のことを求めること	10
◆	市民のくらしと営業を守る市政運営を	45
〔分野別要求項目〕		
一	福祉・医療の充実を	
◆	医療・保健の充実を	61
◆	介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を	78
◆	福祉・子育て支援の充実を	86
二	競争と格差拡大の教育を改め， どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を	113
三	ごみ減量の推進を	138
四	青年がいきいきと住み続けられる京都市を	142
五	文化芸術の振興・スポーツ環境整備の拡充を	146
六	中小企業・伝統産業・商工業・農林業の振興を	152
七	災害に強いまちづくりを	165
◆	安心して住み続けられるまちづくりを	180
◆	上下水道事業の充実を	193

八	市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を	
	◆ 公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること	202
九	生活道路優先の道路環境整備を	214
十	公正・公開・市民参加の市政運営を	220

要 望 内 容

回 答

重点要求項目

◆原発からの撤退を

1 市長は「原発ゼロ」をめざす政治的決断を行い、「若狭に原発はいらない」と内外に宣言すること。

- 原発に依存しない社会をできるだけ早期に実現することが我が国の目指すべき方向であります。
- その実現に向けて今必要なのは、省エネの徹底と再生可能エネルギーの比率を飛躍的に高める思い切った政策を進めることと考えております。
- このため、他の政令指定都市に呼び掛けて設置した「指定都市エネルギー協議会」や本市独自でも、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向け、固定価格買取制度の適切な運用などについて国への政策提言を行ってまいります。
- また、京都市におきましても、市民の御理解・御協力の下、メガソーラーやバイオマス発電の普及、京都市版スマートコミュニティの構築などの具体的な政策を推進し、再生可能エネルギーの拡大に向けた先導役を果たしてまいります。
- 市民生活や経済活動を直接支える基礎自治体である本市としては、市民生活や経済活動の維持と徹底的な安心安全、双方を確保していくことが重要であると考えています。

(経過・これまでの取組等)

平成23年 5月 近畿市長会から国に対し、防災、災害対策の充実と市民の安全確保（原子力発電施設の安全基準の見直し等）について要望を実施。

6月 京都府、京都府市長会及び京都府町村長会から国に対し、原子力発電に関する緊急要望を実施。

京都府、京都府市長会及び京都府町村長会から、関西電力に対し、原子力発電に関する緊急要望を実施。

(次ページに続く)

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
	<p>全国市長会から国に対して、原子力発電所の事故と安全対策に係る緊急決議の要望を実施。</p> <p>1 0 月 近畿市長会から国に対し、防災、災害対策の充実と市民の安全確保（原子力発電施設の安全基準の見直し等）について要望を実施。</p> <p>1 1 月 全国市長会から国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る決議の要望を実施。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 日本最初の水力発電所建設の地にふさわしく，市民共同発電など，市民の取り組みを支援し，エネルギーの地産地消をめざすこと。</p>	<p>○ 誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができるとともに，太陽光発電システムを更に普及拡大するため，共同出資により市内の公共施設等へ太陽光発電システムを設置し，得られた売電収入で利益を出資者に還元するなど，京都ならではの「市民協働発電制度」を創設します。また，小水力など太陽光以外の再生可能エネルギーの利用についても，引き続き普及に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働発電制度の創設 5, 8 0 0 千円【新規】 ・ 小水力発電導入推進事業 3, 0 0 0 千円 		

要 望 内 容

回 答

- 3 国に対して「原発ゼロ」に向けて以下の点を求めること。
- ・エネルギー基本計画については、低エネルギー社会への移行を前提とし、5年から10年で原発からの撤退を明記すること。
 - ・再生可能エネルギー買取法の具体化にあたっては、すべての再生可能エネルギーを対象とし、価格や年数などインセンティブが働くようにすること。現行の電源開発促進税を財源にあてるなどして、消費者への負担が増えない形とすること
 - ・安全最優先の原子力行政に転換するため、原子力安全保安院は解体し、原子力推進機関から独立した強力な規制機関を確立すること。
 - ・危険な高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にすること。

- 原発に依存しない社会をできるだけ早期に実現することが我が国の目指すべき方向であります。
- その実現に向けては、省エネの徹底と再生可能エネルギーの比率を飛躍的に高める思い切った政策転換が必要と考えております。
- このため、他の政令指定都市に呼び掛けて設置した「指定都市エネルギー協議会」や本市独自でも、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向け、固定価格買取制度の適切な運用などについて国への政策提言を行ってまいります。
- また、原発に依存しない社会が実現するまでの間においては、万全の安全基準と点検体制を構築し、原子力発電所の安全性をしっかりと確保するよう、国に強く求めてまいります。

要 望 内 容

回 答

- 4 関西電力に対して、以下の事を求めること。
- ・原発の再稼働をしないこと。
 - ・ただちに原発の新規建設方針を撤回すること。
 - ・老朽原発を廃炉にし、プルトニウム利用を中止すること。
 - ・発電所ごとの運転状況、京都市域の消費電力量などの情報を公開すること。

- 原発に依存しない社会をできるだけ早期に実現することが我が国の目指すべき方向であります。
- 電力会社に対しては、再生可能エネルギーの普及拡大、火力発電の高性能化・高効率化の推進など、原発に依存しない社会の早期実現に向けた取組を進めるよう働きかけます。
- また、その実現までの間においては、万全の安全基準と点検体制の下、原子力発電所の安全性をしっかりと確保するよう要請してまいります。
- 市民生活や経済活動を直接支える基礎自治体である本市としては、市民生活や経済活動の維持と徹底的な安心安全、双方を確保していくことが重要であると考えています。

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
<p>5 京都市防災計画に、京都市域全体を視野に入れた原子力防災対策を確立した原子力災害編を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力と原子力防災協定を締結すること。 ・スピーディ（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を使った被害予測を行うこと。 ・京都市独自に必要なEPZの範囲を想定すること。 ・琵琶湖の汚染を想定した対策を確立すること。 ・大地震による若狭湾周辺の原因事故を想定すること。 	<p>○ 原子力防災対策については、平成23年度中に本市独自に緊急的に取り組むべき事項を取りまとめた「原子力発電所事故対応暫定計画」を策定するとともに、平成24年度以降、国において見直しが見直されている防災指針等の改正状況を見据えながら、京都市防災会議の下に原子力の専門部会を新たに設置し、若狭湾周辺の原発事故を想定した京都市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定してまいります。</p> <p>○ 関西電力との原子力防災協定の締結については、京都府が関西電力に安全協定の締結を申し入れされております。本市独自の協定については、その協定内容を踏まえて、京都府とも十分協議しながら、必要性を含めて検討してまいります。</p> <p>○ スピーディ（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報が入手できるよう、国、京都府等と連携し、放射能被害予測体制の整備に努めてまいります。</p> <p>○ EPZの範囲については、国の防災指針見直しの中で、EPZに代えて、UPZ（概ね30km）の導入が検討されており、この案を基本的な考え方に据えて対応することとし、大飯原発からおおむね半径30km圏内を目安に、防災対策を講じてまいります。</p> <p>○ 琵琶湖の汚染対策については、厚生労働省の「水道水における放射性物質対策検討会」中間報告によると、水道水中の放射性物質の低減方策の検討結果として、通常の浄水処理過程で放射性物質の除去又は一定の低減が可能とされており、本市においても、万が一の緊急時には、水道原水の放射能測定、浄水処理の強化を図るとともに、市民にもその状況をお知らせしてまいります。</p> <p>（平成24年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域防災計画の改定 35,000千円【新規】 		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	6
要 望 内 容	回 答		
6 京都市独自の核種毎の放射線量モニタリング体制を確立し、情報を公開すること。	<p>○ 本市においては、国における防災指針等の改定作業を見据えながら、平成24年度以降、京都市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を予定しており、それまでの間、本市が緊急的に取り組むべき対策を取りまとめた「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成23年度中に策定することとしております。</p> <p>これらの計画に基づき、本市独自にモニタリング機器を整備し、原発から放射性物質又は放射線が放出されるなどの緊急時に、環境放射線のモニタリングを強化するなど、国、京都府等と連携しながらモニタリング体制を充実させるとともに、平常時から環境放射線のモニタリングを実施し、ホームページ等を活用して市民に公表してまいります。</p> <p>（平成24年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域防災計画の改定 35,000千円【新規】 ・環境放射線モニタリング体制の充実 1,700千円【新規】 		

要 望 内 容

回 答

7 食品の放射能汚染の暫定規制値を厳しい規制値へと見直し、規制値を遵守する厳重な検査体制をとるよう国に求めること。測定値の公表を徹底すること。

- 食品の暫定規制値については、厚生労働省が平成24年度中に現行の暫定規制値を見直す方針を明らかにしています。
- 放射能検査については、引き続き検査結果の公表等を徹底していくとともに、厚生労働省が平成24年度から新たな規制値を施行する方針であり、施行後速やかに必要な監視体制や検査体制を確立できるよう努めてまいります。

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8
要 望 内 容	回 答		
<p>◆被災者支援の充実を</p> <p>8 京都へ避難している東日本大震災の被災者への支援を被災者の実態に応じて早急に行うこと。</p>	<p>○ 東日本大震災により本市に避難して来られた被災者に対しては、被災者の実態に応じて住居の提供や生活、福祉等に関するきめ細かな情報提供や相談体制の整備を図ってまいりました。今後とも被災者の立場に立ち、支援可能な内容について検討してまいります。</p> <p>(経緯・これまでの取組等)</p> <p>被災者の受入・支援 平成 2 3 年 3 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等の提供 ・住宅総合センターによる相談受付 ・被災者向けコールセンターでの相談 ・日常生活用具の支給 ・生活、保健、医療、福祉に関する相談及び支援 ・ペットの一時預かり事業 ・被災者の雇用促進 ・敬老乗車証の交付 ・日赤が提供する家電セットの提供支援 ・エアコンの設置 ・文化観光イベント等への招待 など 		

平成24年度予算要望に対する回答

NO.

9

要 望 内 容

回 答

9 福島第一原発事故による被曝が疑われる被災者が、継続的な健康管理がなされるよう必要な支援を行うこと。

○ 被災者に対する継続的な健康管理については、引き続き、震災により避難されている方を対象とした健康管理、こころのケア等の取組の中で、必要な支援を行ってまいります。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市民の福祉とくらしを守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>10 円高対策に取り組むこと。内需拡大の政策に転換すること。為替投機に対する国際的規制が行われるよう、諸外国に働きかけること。</p>	<p>○ 急激な円高により、企業収益の悪化や産業空洞化、それに伴う雇用の喪失が懸念されることから、平成 2 3 年 9 月 2 8 日に、京都府、関係経済団体との連名で、為替政策をはじめとする円高対策、新たな国内需要創出につながる中小・中堅企業への成長支援の実施等について国に要望しました。</p> <p>○ 為替相場の適正水準への誘導は、国策として政府及び日本銀行で判断されるべきものであり、本市としてもその動向を注視するとともに、今後とも必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 9 月 1 0 日 中小企業支援センターに「円高関連特別経営相談窓口」を開設</p> <p>1 0 月 1 日 府市連名で、経済産業省及び中小企業庁に対して「円高の影響を受けている中小企業への支援に関する要望書」を提出</p> <p>平成 2 3 年 9 月 2 8 日 府、市、関係経済団体の連名で、財務省、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省、観光庁に対して、「円高対策をはじめとする経済対策等に関する要望書」を提出</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	11
要 望 内 容	回 答		
11 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。	<p>○ 平成23年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成24年1月1日に公表することとされておりましたが、国会における審議の結果、平成23年度における策定が見送られました。</p> <p>○ 平成24年度税制改正大綱においては、納税環境の整備について引き続き検討することとされましたが、「納税者権利憲章」については具体的に触れられていないことから、国における今後の動向を注視し、本市における対応を検討してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年12月 平成23年度税制改正大綱(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者権利憲章は、平成23年中に準備を進めたうえ、平成24年1月1日に公表 ・ 全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて十分に情報提供 <p>平成23年12月 平成24年度税制改正大綱(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度税制改正においては、納税者権利憲章の策定等については見送り ・ 納税環境の整備については、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、引き続き検討 		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	12
要 望 内 容	回 答		
12 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議すること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。	<p>○ 「中小企業憲章」は、中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、政府の行動指針を定めたものであり、今後とも具体的な施策展開等について、注視してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3
要 望 内 容	回 答		
13 金融円滑化法に基づき、貸し渋りなどが生じないようにすること。また住宅ローンの利率引き下げの申し込みに柔軟に応じるよう金融機関を強力に指導すること。	○ 貸し渋り、貸しはがしが生じないよう融資動向に注視しつつ、監督官庁である金融庁とも連携し、金融機関に一層の取組やきめ細かな配慮を機会あるごとに強く要望するなど、可能な限りの対応を行ってまいります。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	14
要 望 内 容	回 答		
14 自治体の機能と役割を弱める道州制を導入しないこと。	○ 中央集権型社会を真の地域主権型に転換していくため、わが国の地方制度全体のあり方が問われており、その中で広域行政のあり方も十分、国において検討が進められるべきものと考えております。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	15
要 望 内 容	回 答		
15 「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小はやめること。地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。	<p>○ 国庫補助負担金は、社会保障や義務教育など地方の施策事業において主要な財源となっており、一括交付金化に当たっては、地方の所要総額の確保を図るとともに、地方の自由度の拡大につながるものとなるよう、今後も他の指定都市との連携の下、国に一層強く求めてまいります。</p> <p>○ この他にも、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすることや、地方交付税の法定率の引き上げ、大都市の実態に見合った税財政措置などについても、本市独自や指定都市共同で、国に対して要望を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 3月 「一括交付金に関する指定都市市長会意見」 6月 「一括交付金化に関する指定都市市長会の提案」 8月 「地域主権戦略大綱を踏まえたひも付き補助金の一括交付金化に関する指定都市市長会の意見」 10月 「一括交付金化に関する指定都市市長会の意見」 12月 「「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略公金）」(仮称)に関する指定都市市長会の意見」</p> <p>平成23年10月 「「地域自主戦略交付金」に関する指定都市市長会の緊急要請」 11月 「地域自主戦略交付金に関する指定都市市長会の緊急意見」</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6
要 望 内 容	回 答		
16 財政健全化法を廃止すること。削減された地方交付税を復活するとともに、自治体の財源保障機能を果たすようさらに拡充すること。	<p>○ 財政健全化法は、一般会計のみならず、公営企業等も含めた財政全般の健全性を客観的に評価し、早期に是正を促す機能を有するものであり、連結の視点を強く意識し、未来に責任を持った財政運営を行ううえで意義あるものと認識しております。</p> <p>○ 真の分権型社会の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源保障機能を充実することが極めて重要であり、これまでから、地方交付税の総額確保や法定率の引上げなど、大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直しについて、国に強く求めてきております。</p> <p>○ 平成 2 4 年度の地方財政対策において、地方交付税は 0. 1 兆円増額されておりますが、地方への配分に当たっては、引き続き地域の実情にきめ細かく配慮した配分を強く求めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税 国予算額 1 7 兆 4, 5 4 5 億円 (対前年度 + 0. 5 %) ・実質的な地方交付税総額 (地方交付税及び臨時財政対策債) 国予算額 2 3 兆 5, 8 7 8 億円 (対前年度 + 0. 2 %) <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 6 月 国の予算・施策に関する提案・要望 (京都市) 7 月 平成 2 4 年度国の施策及び予算に関する提案 (指定都市) 1 0 月 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望 (平成 2 4 年度) (指定都市)</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	17
要 望 内 容	回 答		
17 消費税を増税しないこと。	<p>○ 少子高齢化が一層進展する今日において、年金・医療・介護などの社会保障給付を将来にわたり持続可能な制度とするため、必要となる安定的な財源を確保することは、極めて重要な課題であります。</p> <p>こうした社会保障に関する財源を確保するための、消費税の引上げを含む税制の在り方については、現在の厳しい社会経済状況の下、国民生活や経済活動に与える影響などを踏まえ、国会等において十分な論議が行われるべきものであり、本市としても、その動向を注視してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 1 2 月 平成 2 4 年度税制改正大綱（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税・地方消費税については、社会保障・税一体改革成案（平成 2 3 年 6 月 3 0 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）において示された考え方にに基づき、具体化に向けた議論を加速 		

要 望 内 容

回 答

18 廃止された老年者控除・年少扶養控除，削減された老人扶養控除・配偶者特別控除・一般扶養控除・特定扶養控除・公的年金控除を復活すること。配偶者控除を廃止しないこと。

○ 個人所得課税における所得控除は，納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり，その見直しについては，税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか，国民生活や地方自治体等に与える影響を踏まえ，国において総合的に判断された結果と認識しております。

○ これまでに実施された，①老年者控除の廃止や公的年金控除の削減は，少子長寿化が急速に進展する中で公平に負担を分かち合う観点から，②年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の削減は，子ども手当の創設や高校実質無償化との兼合いを考慮し，また，③配偶者特別控除の削減は，女性の働き方など個人のライフスタイルの選択に中立的な税制を推進する観点から，それぞれ制度の見直しが図られたものと理解しております。

なお，老人扶養控除（70歳以上の方を対象とするもの）については，控除額の削減等の見直しはなされておられません。

○ 平成24年度税制改正大綱においては，配偶者控除について，引き続き，抜本的に見直す方向で検討することが示されたところであり，今後の国における議論の動向を注視してまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成14年12月 平成15年度税制改正大綱（抄）

- ・ 配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止

平成15年12月 平成16年度税制改正大綱（抄）

- ・ 公的年金等控除のうち年齢65歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止
- ・ 老年者控除を廃止

（次ページに続く）

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	1 8
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 1 年 1 2 月	平成 2 2 年度税制改正大綱（抄）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年少扶養控除を廃止 ・ 特定扶養控除のうち 1 6 歳以上 1 9 歳未満の者に係る上乗せ部分を廃止
	平成 2 2 年 1 2 月	平成 2 3 年度税制改正大綱（抄）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年扶養控除（2 3 歳から 6 9 歳までの成年を控除対象とするもの）について、一律に適用してきた対象を見直し ※ この見直しについては、実施が見送られた。 ・ 配偶者控除について、同控除をめぐる様々な議論や社会経済状況の変化等を踏まえながら、平成 2 4 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討
	平成 2 3 年 1 2 月	平成 2 4 年度税制改正大綱（抄）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9
要 望 内 容	回 答		
19 製造業への派遣を禁止するなど、ただちに労働者派遣法の抜本改正を行うこと。	<p>○ 労働者派遣法の改正案については、第 1 7 9 回国会（臨時会）において検討されていましたが、成立の目途が立たずに継続審議となりました。</p> <p>本市としては、今後もその動向を注視するとともに、十分な国会審議を経て、必要な改正が図られるものと考えております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0
要 望 内 容	回 答		
20 全国一律の最低賃金制度を確立し，時給 1 0 0 0 円以上にすること。実施にあたって中小企業を支援すること。	○ 最低賃金は，働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており，国及び最低賃金審議会において決定されております。改定に当たっては，国において中小企業への適切な支援がなされ，より有効に機能するよう，必要に応じて要望してまいります。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
21 大企業・高額所得者に対する減税をやめ、応分の負担を求めること。	<p>○ 個人や法人の所得課税の在り方については、国において累次の税制改正により、景気の動向や経済のグローバル化等に対応し、持続的な経済活性化を実現する観点から、適宜見直されてきたところです。</p> <p>所得、消費、資産課税などの税負担の在り方を含めた税体系全般については、歳出改革の徹底や、社会保障制度その他の公的サービスとそれを支える国民の負担の在り方などと併せた幅広い検討が不可欠であり、今後、十分な国民的論議が必要であると考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

22 食料自給率を50%に引き上げること。TPPに参加しないこと。

○ 食料自給率については、新規就農者に対して資金的支援を行う青年就農給付金制度を平成24年度から開始するなど、関係機関と連携した新規就農者等の育成・支援により農地の有効利用を図るとともに、農業者戸別所得補償制度の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策に取り組み、その向上に努めてまいります。

○ TPPへの参加により、関税撤廃や貿易手続きの自由化が進み輸出産業の国際競争力が高まる可能性がある一方で、農林業などの分野への影響が懸念されます。今後とも国に対し、情報・データの徹底的な開示を求めるとともに、市民や市域に及ぶ影響を十分踏まえた上で、必要な対応を行ってまいります。

特に、農業分野においては、稲作を中心に影響が懸念されるため、食料自給率向上の観点からも、国の動向や、農業の維持・発展のための支援策等を注視してまいります。

(平成24年度予算額)

- ・新規就農総合支援事業～農力開発～ 15,500千円【新規】
- ・農産物価格安定対策 90千円
- ・野菜経営安定対策 360千円

(経過・これまでの取組等)

- ・農産物価格安定対策

春キャベツ（洛南，上鳥羽）契約数量	830トン
夏秋なす（大原野）契約数量	250トン
- ・野菜経営安定対策

青とうがらし（京北）契約数量	23.7トン
ほうれんそう（大原野）契約数量	13.9トン
小豆（京北）契約数量	1.7トン
- ・農業者戸別所得補償制度加入件数

京都市地域農業再生協議会	1,976件
京北地域農業再生協議会	639件

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3
要 望 内 容	回 答		
23 地球温暖化対策基本法案については、2020年までに温室効果ガスを90年比30%削減する中期目標を定め、早期に成立させること。	<p>○ 地球温暖化対策において、市民や事業者の「地域力」を活かした取組が効果を上げるためには、全国レベルでの抜本的な対策が不可欠であることから、引き続き、国に対して地球温暖化対策基本法の早期制定をはじめとする地球温暖化対策の強化を積極的に提言してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 6月 国に対して、環境にやさしいライフスタイルの創造に向けた意識啓発の強化、次世代自動車普及促進等の低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の強化を提案</p> <p>1 2月 平成23年度政府予算案において、本市の要望項目である環境にやさしいライフスタイルの創造に向けた意識啓発の強化、自動車環境対策の強化等に関する地球温暖化対策事業等が盛り込まれた。</p> <p>平成23年 6月 国に対して、再生可能エネルギーの導入拡大、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すための人材育成及び実践行動の積極的な推進を提案</p> <p>1 2月 平成24年度政府予算案において、本市の要望項目である再生可能エネルギーの導入拡大、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すための人材育成及び実践行動の積極的な推進等に関する地球温暖化対策事業が盛り込まれた。</p>		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答

NO.

2 4

要 望 内 容

回 答

24 憲法 9 条を改悪しないこと。

○ 憲法改正については、国民全体で議論が進められるべきものと考えております。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5
要 望 内 容	回 答		
25 普天間基地の移設に関する日米合意は白紙撤回し、無条件撤去すること。	○ 普天間基地の移設に関しては、我が国の安全保障に関わる外交上の問題であり、国において判断されるべきものと考えております。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	26
要望内容	回答		
26 核密約を破棄し，非核三原則を法制化すること。	○ 非核三原則の法制化については，我が国の外交上，防衛上の重要課題であり，国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7
要 望 内 容	回 答		
27 軍事費を大幅に削減し，無駄な大型公共工事をやめること。	○ 国における予算編成については，国会等において十分な議論の下，編成されるものであることから，今後もその動向について，注視してまいります。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8
要 望 内 容	回 答		
28 戦争による唯一の被爆国として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。	○ 本市では、平和を都市の理念として、平和の尊さを市民と共に見つめ直す事業など、平和に関する様々な取組を進めるとともに、世界の都市が国境を越え、核兵器の廃絶に向けて取り組む組織である「平和市長会議」に加盟しており、今後とも、人類普遍の理念である世界恒久平和の実現に向け、取り組んでまいります。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9
要 望 内 容	回 答		
29 企業・団体献金を禁止すること。	<p>○ 企業・団体献金については、政治活動の公正、公明を確保するため、企業・団体から政治家個人への献金の禁止など法により厳格な定めがなされているところではありますが、そのあり方については、国政の段階で判断されるべきものと考えております。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	30
要 望 内 容	回 答		
30 政党助成金を廃止すること。	○ 政党助成金については、使途の報告など法により厳格な定めがなされているところではありますが、そのあり方については、国政の段階で判断されるべきものと考えております。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1
要 望 内 容	回 答		
31 小選挙区制を廃止すること。国会議員の定数削減を行わないこと。	○ 小選挙区制及び国会議員の定数については、公職選挙法により定められており、そのあり方については、国政の段階で判断されるべきものと考えております。		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	3 2
要 望 内 容	回 答		
32 医師，看護師の養成数を拡大すること。診療報酬・介護報酬を引き上げること。	<p>○ 医師の充足状況については，京都市圏でも産婦人科医など特定の診療科目において不足がみられるところであり，大都市衛生主管局長会議において，国に要望しています。</p> <p>○ 看護師の確保については，看護師等養成所に対する運営費補助や，市内私立大学四年制看護学科に在学する修学困難な学生に対する修学資金の融資及び入学一時金の給付を行っているところですが，平成 2 3 年度からは，社団法人京都府看護協会への委託により，看護実践能力の発達状況に応じた学習を支援するための研修事業を実施するとともに，社団法人京都私立病院協会が行う離職看護師能力再開発事業への補助を新たに実施しました。平成 2 4 年度は，研修事業の更なる充実を図り，市内医療機関が看護師を安定して確保できるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 診療報酬については，中央社会保険医療協議会の答申を受けて厚生労働大臣が決定するものであり，改定の動向については今後とも注視してまいります。</p> <p>○ 介護報酬については，人材の確保が図られるよう，適切な設定について国に要望した結果，平成 2 4 年度から 3 年間，1. 2%の引き上げが行われることとなりました。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等養成所運営補助 5 8, 2 0 6 千円 ・ 京都市看護師修学資金融資制度 5, 2 0 6 千円 ・ 看護師確保対策事業 3, 5 0 0 千円【充実】 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>33 介護保険制度の国庫負担割合をただちに 3 5 % に引き上げ，計画的に 5 0 % に引き上げること。軽度認定者に対する介護給付の削減を行わないこと。介護職員の労働条件を改善させること。処遇改善交付金を当面継続すること。</p>	<p>○ 国庫負担割合については，介護保険制度が全国一律の社会保険制度であることから，国の責任において，全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。</p> <p>今後とも，他都市とも連携し，様々な機会を捉えて国に対して十分かつ適切な財政措置を講じるよう要望してまいります。</p> <p>○ 介護保険給付のあり方については，介護保険制度が全国一律の社会保険制度であることから，国の責任において，全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきものであると考えております。</p> <p>現在，国において，重度化予防・介護予防が課題となっていることを踏まえ，給付の内容や方法についての検討の必要性が指摘されていることから，今後の国の動向を注視するとともに，必要に応じて，国に対して要望してまいります。</p> <p>○ 介護労働者の処遇改善については，介護職員処遇改善交付金制度が平成 2 3 年度までの時限措置となっていました，国において，確実に処遇改善を担保するために必要な対応として，介護報酬の改定等の措置が講じられることとなったことから，今後の国の動向を注視するとともに，国に対して必要に応じて要望してまいります。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>34 国民健康保険に対する国庫負担金を増額すること。 全ての国保加入者に、正規の保険証を交付すること。</p>	<p>○ 国保は、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えており、本市も含む多くの市町村において、その運営は限界に達しております。本市としては、引き続き、国の財政責任の下でのすべての国民が加入する医療保険制度の一本化の早期実現と、それまでの間の財政措置の拡充を国に対して強く要望してまいります。</p> <p>○ 本市では、保険料を滞納されている方に対して、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することは、被保険者間の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えております。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額) ・国民健康保険事業特別会計 1 4 6 , 7 5 8 , 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 5 月 近畿都市国民健康保険者協議会の「国民健康保険に関する要望書」により要望 7 月 本市の「平成 2 4 年度 国の予算・施策に関する提案・要望について」により要望 7 月 政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民健康保険に関する要望書」により要望 7 月 大都市民生主管局長会議の「社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 5
要 望 内 容	回 答		
35 国保一元化・広域化はしないこと。高齢者差別の医療制度はやめること。	<p>○ 国保の都道府県単位での一元化・広域化については、医療保険制度の一本化に向けた第一歩であると考えております。本市としては、被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう、国及び府に対して、必要な要望を行ってまいります。</p> <p>○ 後期高齢者医療制度については、国の「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方について、最終とりまとめが示されましたが、実現には至っておらず、現在も税と社会保障一体改革の中で議論されています。本市としては、国の動向を注視しながら、被保険者及び地方自治体への過重な負担とならないよう、また、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、国に対し、積極的に意見を述べてまいりたいと考えております。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額) ・後期高齢者医療特別会計 1 6, 2 9 4, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 2 月 「高齢者医療制度改革会議」において検討されていた新たな高齢者医療制度について最終とりまとめが示される。 平成 2 3 年 6 月 「社会保障・税一体改革成案」の中で、高齢者医療制度の見直しが盛り込まれる。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	36
要 望 内 容	回 答		
36 生活保護基準を引き上げ，財源に国が責任を持つこと。老齢加算を復活し，夏季加算を創設すること。	<p>○ 加算を含めて生活保護基準は，厚生労働大臣の裁量により設定されているものであり，本市が独自に生活保護基準を改定することはできません。老齢加算については，今後とも国の動向を注視して適切に対応してまいります。</p> <p>○ 夏季加算については，平成 2 0 年度以降，国の実施要領等の改正意見提出の際に，厚生労働省にその創設を要望しているところであり，引き続き要望してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額) ・生活保護扶助費 7 8, 8 8 8, 0 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年度 老齢加算の段階的廃止（～平成 1 8 年度） 平成 2 0 年度～ 国の実施要領等の改正意見提出の際に，夏季加算の創設について意見を提出</p>		

要 望 内 容

回 答

37 子ども，高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。

○ 医療保険制度については，全国一律の仕組みの下，各保険者がそれぞれ運営しており，自己負担については，必要な要望を国に行っておりますが，厳しい財政状況の下，無料化までの拡充は困難です。

(平成24年度予算額)

・子ども医療費支給事業	医療費	1,544,000千円	【充実】
	事務費	91,598千円	
・老人医療費支給事業	医療費	1,440,000千円	
	事務費	46,626千円	

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 8
要 望 内 容	回 答		
38 障害者制度改革推進会議での意見を反映し、支援を必要とするすべての人を対象とする障害者総合福祉法を制定すること。	<p>○ 国においては、障害者自立支援法を廃止し、平成 2 5 年 8 月までに新たな総合福祉法を施行する方針が示され、「障がい者制度改革推進会議」の「総合福祉部会」を中心に、障害者総合福祉法（仮称）の内容の検討が進められ、平成 2 3 年 9 月 2 6 日に、障害者総合福祉法に関する提言がまとめられ、国に提出されました。</p> <p>本市としては、新制度の今後の具体的な検討を重大な関心を持って注視し、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担が生じない、利用しやすく安定した制度となるよう、必要な意見を積極的に述べてまいります。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	39
要 望 内 容	回 答		
39 高校教育の無償化を継続すること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。	<p>○ 平成22年4月からは、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、公立高等学校では、原則として授業料を徴収しないこととしております。</p> <p>○ 私立高等学校等については、国の就学支援金制度により、教育費負担を軽減することとしております。また、平成22年度から国の制度に上乗せした、京都府の「私立高等学校あんしん修学支援事業」により、年収500万円程度までの世帯の実質無償化が図られております。今後とも、国及び京都府に対して高校教育無償化の継続を要望してまいります。</p> <p>○ 朝鮮学校の授業料無償化については、現在、国で議論されている状況にあります。また、各種学校は京都府の所管であり、本市に適用の可否を判断する権限はありません。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成22年度から「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 …授業料全額無償化 ・年収500万円未満程度の世帯 …府内平均授業料(65万円)まで実質無償化 ・年収500万円～900万円程度の世帯 …年間168,800円を負担 ・年収900万円程度以上の世帯 …年間118,800円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 0
要 望 内 容	回 答		
40 中央教育審議会の答申をふまえ、30人以下学級を早期に実現すること。	<p>○ 本市では、独自予算により小学1・2年生での35人学級、中学3年生での30人学級を全国に先駆けて既に実施しておりますが、少人数教育の更なる拡大には、国及び京都府の財政措置が不可欠であり、今後とも、国に定数改善計画の完全実施を強く要望してまいります。</p> <p>○ なお、文部科学省は30年ぶりに40人学級を見直す定数改善計画を発表し、計画初年度の平成23年度に小学1・2年生を35人学級とする予定でしたが、小学1年生のみでの35人学級の実現にとどまっており、平成24年度は法改正をせずに、独自予算で35人学級を実施していない府県市等を対象とした加配措置により小学2年生の35人学級を実施する方針が示されております。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生における35人学級の実施 168,000千円 ・中学3年生における30人学級の実施 550,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成15年 小学校1年生における35人学級を実施 平成16年 小学校2年生における35人学級を実施 平成19年 中学校3年生における30人学級を実施</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 1
要 望 内 容	回 答		
41 「子ども・子育て新システム」は保育における公的責任の放棄・規制緩和を一層すすめるものであり、導入しないこと。	<p>○ 子どもや子育てを取り巻く状況が大きく変化する中で、これらを支える制度は、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会を実現するためのものとなるよう、「子ども・子育て新システム」の検討については、時間を掛けた十分な議論が必要であると考えております。本市としましては、「保育の質が十分確保されること」、「保育を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、公的機関の適切な関与が確保されること」、「地方財政への配慮がしっかりとなされること」等が重要と考えており、他都市とも連携しながら、引き続き国に対して必要な提言を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 6 月 「指定都市市長会」から「『社会保障と税の一体改革』に関する指定都市市長会緊急要請」により要請</p> <p>8 月 「指定都市市長会」から「子ども・子育て新システムにおける幼保一体化の円滑な実施に向けた制度設計に対する要請」により要請</p> <p>8 月 「二十大都市児童福祉主管課長会」から「国に対する要望書」により要望</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 2
要 望 内 容	回 答		
42 子ども手当を継続し，新たな負担増とならないようにすること。	<p>○ 平成 2 4 年度以降の子どものための手当制度については，平成 2 3 年 1 0 月分以降の支給水準を基本とし，所得制限の導入等について，現在国において検討が行われております。</p> <p>○ 実施に当たっては，新たな負担増とならないよう，国に強く要請してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額) ・子どものための手当事業 2 3, 3 2 0, 4 2 5 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 4 月 1 日 「平成 2 2 年度における子ども手当の支給に関する法律」施行 平成 2 3 年 4 月 1 日 「国民生活等の混乱を回避するための平成 2 2 年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」施行 1 0 月 1 日 「平成 2 3 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」施行 1 1 月 1 6 日 子どもに対する手当制度に関する指定都市市長会緊急要請</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	43
要 望 内 容	回 答		
<p>43 公営交通事業，上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては，要件の緩和，枠拡大を行うこと。交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<p>○ 公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされていますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しています。</p> <p>また，高利率の企業債の借換えについては，平成23年6月の「平成24年度 国の予算・施策に関する提案・要望」において要望しており，今後も引き続き，強力に要望してまいります。</p> <p>○ 上下水道事業については，国に対して財政支援を求めながら，独立採算制により事業を運営していくことが妥当であると考えております。</p> <p>また，高利率の企業債の借換えについては，国に対し，その要件の緩和と対象企業債の拡充を要望してきた結果，公的資金補償金免除繰上償還が平成22年度から平成24年度までの3年間延長されており，本市上下水道事業においても，これを活用し，高利率の企業債の借換え等を行う予定です。今後も更なる要件の緩和等を国に強く要望してまいります。</p> <p>○ 消費税の取扱いについては，国の施策として定められ，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成23年6月 「平成24年度 国の予算・施策に関する提案・要望」</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
44 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に改善すること。	<p>○ 地下鉄建設に対する国の補助制度の改善については、平成 2 3 年 6 月の「平成 2 4 年度 国の予算・施策に関する提案・要望」において、「鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、今後も引き続き、強力に要望してまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

◆市民のくらしと営業を守る市政運営を

45 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費・学資保険の差し押さえはやめること。

○ 本市国保においては、医療費の伸びに伴い、被保険者の保険料負担が限界に達しつつあるという現状を踏まえて、平成24年度予算編成においては、本市の厳しい財政状況の中、一般会計繰入金（財政支援分）を前年度同額の76億77百万円確保するとともに、例年以上に増額交付される見込みである前期高齢者交付金の活用や、レセプト点検の強化などの医療費適正化に取り組むことなどにより、保険料率を前年度と同率に据え置くこととしております。

このことにより、所得が前年度と同額なら保険料も同額となるため、被保険者にとってわかりやすい保険料の設定になるとともに、一人当たり保険料も引下げとなります。

○ 本市においては、独自の条例減免制度を設けるとともに、保険料の納付が困難な世帯に対して、減免制度の活用も含めたきめ細かな相談を行っております。また、平成22年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。

○ また、保険料を滞納されている方に対しては、可能な限り接触を図り、減免制度の活用も含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することは、被保険者間の公平性の確保の観点からもやむを得ないものと考えております。

○ 支払能力がありながら、特別な理由もなく保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、差押等の滞納処分を実施することは、被保険者間の負担の公平性を確保するためにもやむを得ないものと考えております。また、本市国民健康保険が滞納処分の根拠としている国税徴収法等では、差押禁止財産が規定されていますが、学資保険は差押禁止財産とされておらず、学資保険のみを他の財産と区別して取り扱う合理的な理由は無いものと考えております。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 6
要 望 内 容	回 答		
46 国保の一部負担金減免制度を拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。	<p>○ 一部負担金減免については、平成 2 2 年 9 月に国から取扱いに関する一定の基準が示され、その基準に該当するものについては、特別調整交付金が交付されることとなりました。本市では、同交付金の対象となる場合について、一部負担金減免の際に保険料の納付を要件としないこととするよう、同年 1 2 月 1 日付けで取扱いを一部拡充しております。</p> <p>○ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を所有している方には、その活用をお願いしております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 7								
要 望 内 容	回 答										
47 子どもの医療費は、小学校卒業まで通院も無料にすること。	<p>○ 子ども医療費支給制度については、厳しい財政状況の下、平成24年度において、通院についての対象を小学校卒業まで拡充（月3,000円の自己負担）する予算を確保したところです。</p> <p>小学校卒業まで入院も通院も無料にすることについては、多大な経費が必要であると見込まれ、厳しい財政状況において、実施は極めて困難であると考えております。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・子ども医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1,544,000千円</td> <td>【充実】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>91,598千円</td> <td></td> </tr> </table>			・子ども医療費支給事業	医療費	1,544,000千円	【充実】		事務費	91,598千円	
・子ども医療費支給事業	医療費	1,544,000千円	【充実】								
	事務費	91,598千円									

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 8						
要 望 内 容	回 答								
<p>48 民間保育園「プール制」は、元の制度に戻すこと。補助金を増額して京都の保育水準を維持拡充し、市の公的責任を果たすこと。公立保育所の民間委託化・廃止は行わないこと。</p>	<p>○ 現在のプール制は、プール制検討委員会の議論を踏まえ、民営保育園の創意工夫や市民ニーズにこたえる取組が評価される仕組みとして構築されたものであり、引き続き多様な保育ニーズに応えることのできる保育所運営ができる制度として運用してまいります。</p> <p>なお、本市の厳しい財政事情に鑑み、補助金を増額することは困難です。</p> <p>○ 公立保育所のあり方については、平成 2 3 年 1 2 月、本市に提出された京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」における最終意見を踏まえて、今後、本市の方針を策定してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <table> <tr> <td>・プール制補助金</td> <td>2, 4 0 9, 4 7 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・定員弾力化対策費</td> <td>1 6 9, 3 5 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・市加算運営費・民間施設給与等改善費</td> <td>1, 7 8 4, 0 7 8 千円</td> </tr> </table>			・プール制補助金	2, 4 0 9, 4 7 0 千円	・定員弾力化対策費	1 6 9, 3 5 0 千円	・市加算運営費・民間施設給与等改善費	1, 7 8 4, 0 7 8 千円
・プール制補助金	2, 4 0 9, 4 7 0 千円								
・定員弾力化対策費	1 6 9, 3 5 0 千円								
・市加算運営費・民間施設給与等改善費	1, 7 8 4, 0 7 8 千円								

要 望 内 容

回 答

49 市立看護短期大学を復活し、4年制看護大学にすること。

○ 本市では、市内私立大学による四年制看護学科設置の動きが加速していることや、本市の厳しさを増す財政状況等を踏まえ、多額の税金を投じ、なおかつこれらの大学と競合する公立での四年制化ではなく、広く市内私立大学と連携協力して、看護教育の充実及び質の高い看護師の確保を図っていくことが最適であると判断し、平成22年5月市会において、市立看護短期大学の廃止条例を提案し、御議決いただいたところです。

○ これを踏まえ、今後、本市では、引き続き関係私立大学等との連携協力を進めるとともに、看護師修学資金融資制度や、平成23年度から取り組んでいる、看護実践能力の発達状況に応じた学習を支援するための研修事業や離職看護師能力再開発事業への補助等の取組により、医療の高度化や専門化に対応できる看護師の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関での質の高い看護師の確保を図ってまいります。

(平成24年度予算額)

- ・京都市看護師修学資金融資制度 5,206千円
- ・看護師確保対策事業 3,500千円【充実】

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 0
要 望 内 容	回 答		
50 市民税減免措置を継続し，拡充すること。	<p>○ 個人市民税の軽減措置の見直しについては，制度創設時からの状況の変化を踏まえ，また，今日の厳しい社会経済情勢の中，市民生活へ与える影響などを十分に考慮し，総合的に判断してまいります。</p> <p>なお，一定の低所得者等に対しては既に軽減措置が講じられていることや，税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，市民税の減免措置を拡充するのは困難であると考えております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 1
要 望 内 容	回 答		
51 「行政経営の大綱」実施計画を策定しないこと。	<p>○ 市税収入の伸びが見込めない一方で社会福祉関係経費が増大する低成長・少子高齢化時代にあって、市民の安心・安全な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策、事業を実施していくためには、都市の成長戦略を推進するとともに、財政構造の在り方を根本的に見直す必要があります。</p> <p>このため、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」における都市の成長戦略である 1 1 の「重点戦略」と財政構造改革を含む行政経営の方針である「行政経営の大綱」とに係る具体的取組を掲げる同プランの実施計画をしっかりと策定し、取組を推進してまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の議決 平成 2 3 年 5 月 実施計画を策定するための庁内組織「「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」実施計画 企画会議」の設置（1 0 月までに計 3 回開催） 平成 2 3 年 1 0 月 実施計画（骨子）の公表、骨子に対するパブリック・コメントの実施（1 0 月 2 4 日～1 1 月 2 3 日）</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 2
要 望 内 容	回 答		
52 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。	<p>○ 住宅リフォーム助成については、住宅政策上の優先性や公益性の観点を踏まえ、耐震化を促進するため新たに「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を創設し、平成24年度から実施してまいりますが、一般的な住宅改修を対象とした助成制度の創設については、本市の厳しい財政状況から大変困難であると考えています。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 3
要 望 内 容	回 答		
53 「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し，中小企業振興計画を策定すること。	<p>○ 本市では，国の中小企業政策の基本理念として閣議決定された「中小企業憲章」の内容を十分に踏まえ，本市における産業振興の方向性と重点戦略等を示した「京都市新価値創造ビジョン」を平成 2 3 年 3 月に策定いたしました。今後とも，国，京都府，経済団体，産業支援機関等との連携の下，中小企業の声を広く聴き，ビジョンに掲げた取組を推進しつつ，引き続き，他都市の状況及び条例の成果等について調査・研究してまいります。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	54
要望内容	回答		
54 公契約条例を制定すること。国に公契約法の制定を求めること。	<p>○ 賃金等の労働条件については、労働基準法の定めには別として、公の契約、民間の契約を問わず、労使当事者間で自主的に取り決めるものとされています。</p> <p>しかし、その一方で、本市の公共事業を受注する事業者において、賃金をはじめとする適正な労働条件が確保されることは大変重要な課題であると認識しております。このため、これまでのダンピング受注防止の取組に併せて、国において、最低賃金法に基づく最低賃金の適正な水準の確保などの取組が必要であると考えますが、本市としても、公契約条例について、他都市事例の検証など検討を進めてまいります。</p> <p>なお、国における公契約法の制定に関しては、今後もその動向を注視してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>ダンピング受注防止のための制度改正（平成20年度以降）</p> <p>平成21年2月 最低制限価格制度の適用範囲の拡大等 （予定価格1,000万円以下→5,000万円以下）</p> <p>平成21年6月 低入札で契約した場合の入札参加制限の導入等</p> <p>平成22年6月 低入札価格調査を経て契約を締結した場合の対応の強化 〔前払金の引下げ 4割→2割〕 〔契約保証金の引上げ 1割→3割〕</p> <p>測量及び地上物件調査業務委託における最低制限価格制度の導入等</p> <p>平成24年1月, 6月 最低制限価格制度の適用範囲の拡大等</p>		

要 望 内 容

回 答

55 中小企業を対象にした，貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費への補助，固定資産税の減免，設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。

- 中小企業の固定費については，健全な経済活動において，個々の事業者が自己の負担で対応すべきものであり，中小企業全般に対してこうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えています。
- 中小企業を対象とした固定資産税の減免措置を創設することについては，同税は，固定資産の保有という事実に着目し，その資産価値に応じて課税されるものであること及び税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，困難であると考えております。
- 中小企業の設備投資への助成については，企業立地促進助成制度や中小企業融資制度において，工場の建設や拡張の際などに実施しており，今後とも既存の制度を活用し，取り組んでまいります。

要 望 内 容

回 答

56 住民合意のない岡崎地域活性化ビジョン，京都会館再整備基本計画は抜本的に見直すこと。京都会館は市民の文化活動等の拠点となる機能の拡充，景観との調和，建築価値を継承したものとなるようにすること。

○ 岡崎地域活性化ビジョンについては，平成22年度に地元関係者や公募市民を含む検討委員会でオープンな議論と検討を重ね，多数の市民の意見・アイデアが寄せられたパブリックコメントを踏まえて策定したものです。

今後のビジョン推進に当たっては，地元の施設・団体や関連政策分野の団体などにより設立された「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に，多くの市民や関係者の連携・参画の下，「京都岡崎」の更なる魅力創出と発信に向けて取り組んでまいります。

○ 京都会館再整備については，これまでに様々な方から御意見をお聞きし，御理解を得ながら取り組んでまいりました。

再整備後の京都会館は，これまで以上に文化芸術活動の拠点としての機能を拡充することはもとより，「京都会館の建物価値継承に係る検討委員会」での御意見を尊重しながら設計を進め，岡崎地域の景観や建物価値を維持しつつ，再整備に取り組んでまいります。

(平成24年度予算額)

<岡崎地域活性化ビジョン>

・岡崎地域活性化ビジョンの推進 40,000千円

〔「京都岡崎魅力づくり推進協議会」の運営及び地域連携型魅力創出事業
(岡崎・あかりとアートのプロムナード事業，四季を通じた風物詩創出事業)
30,000千円〕

〔神宮道を楽しく歩ける空間とする社会実験 10,000千円【新規】〕

<京都会館再整備について>

・京都会館再整備事業 341,900千円

(美術館別館の設備切回し，第1ホール解体工事，再整備後の運営の検討)

※ 別途，実施設計については，基本設計の進ちょくに合わせて積算を行い，必要となる経費を明らかにした段階で予算化する。

(次ページに続く)

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	56
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><岡崎地域活性化ビジョン></p> <p>平成23年 3月 岡崎地域活性化ビジョン策定 4月～6月 エリアマネジメント組織発足準備会の開催(全5回)</p> <p>7月 「京都岡崎魅力づくり推進協議会」設立 〔岡崎地域の施設, 団体, 事業者, 関連政策分野の団体〕 及び京都市等, 27団体で構成</p> <p>10月 「岡崎・あかりとアートのプロムナード」開催</p> <p><京都会館再整備について></p> <p>平成14年度 耐震調査の実施 平成15年度 改修履歴等の整理 平成16年度 施設の劣化度調査及び利用者やプロモーターに対して施設利用上のアンケートを実施</p> <p>平成17年度 京都会館再整備検討委員会の開催(平成18年度まで6回開催)</p> <p>平成19年度 京都会館再整備に関する市民アンケートの実施 京都会館再整備機能改善性調査の実施</p> <p>平成21年度 再整備基本構想素案作成</p> <p>平成23年 6月 再整備基本計画策定 9月 再整備基本設計契約</p> <p>平成24年 1月 京都会館のホール利用団体等に対する再整備事業説明会</p> <p>(京都会館の建物価値継承に係る検討委員会について)</p> <p>第1回検討委員会 平成23年10月 4日(火) 第2回検討委員会 平成23年11月19日(土) 第3回検討委員会 平成24年 1月16日(月) 第4回検討委員会 平成24年 3月 6日(火) 実施予定 第5回検討委員会 平成24年 3月28日(水) 実施予定</p>		

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	5 7
要 望 内 容	回 答		
57 岡崎地域，山ノ内浄水場跡地の高さ規制緩和を見直すこと。	<p>○ 岡崎地域における都市計画制限の見直しについては，平成 2 4 年 1 月の京都市都市計画審議会において承認され，同年 2 月に都市計画決定告示を行いました。</p> <p>○ 山ノ内浄水場跡地については，地下鉄太秦天神川駅やサンサ右京を核とする新たな本市西部の拠点地区に隣接する本市所有の大規模用地であり，大学を中核とした複合用途機能の誘導や賑わいの創出を図ることにより，本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する跡地活用を図るため，「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を踏まえ，必要な都市計画の変更等を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) <岡崎地域について> 平成 2 3 年 3 月 岡崎地域活性化ビジョンの策定 7 月 都市計画制限等の見直し素案に関する市民意見募集 (7 月 2 6 日～8 月 2 2 日) 8 月 都市計画制限等の見直し素案に関する地元説明会 (8 月 6 日，9 日) 9 月 地区計画に関する原案縦覧 (9 月 9 日～2 7 日) 1 1 月 法定縦覧 (1 1 月 4 日～1 8 日) 都市計画審議会への報告 (1 1 月 1 4 日) 1 1 月市会に特別用途地区建築条例の議案提出 1 2 月 特別用途地区建築条例の公布 (1 2 月 2 1 日) 平成 2 4 年 1 月 京都市都市計画審議会承認 2 月 都市計画決定</p> <山ノ内浄水場跡地について> 平成 2 2 年 5 月 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会設置 1 2 月 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針策定 平成 2 3 年 8 月 京都市山ノ内浄水場跡地活用優先交渉事業者選定委員会設置		

要 望 内 容

回 答

58 関西広域連合に参加しないこと。

- 関西広域連合については、平成23年1月に開催した関西4都市市長会議において、オブザーバーとして積極的な連携を図るとともに、関西広域連合へ国の出先機関の事務・権限の移譲が行われる段階に、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の関西4政令指定都市が揃って正式参加することを確認したところです。
- しかし、この間、①国における出先機関改革をはじめとした地域主権改革に十分な進展が見られないという状況や、②東日本大震災や台風12号による被災地支援の際に、政令指定都市が大きな役割を果たしたという状況、③本市は、関西における広域観光分野等で中心的な役割を果たしていく必要があるが、関西の広域連携組織である関西広域機構が、関西広域連合設立後に解散したことに伴い、広域連携の場が関西広域連合になったという状況があります。
- そうした状況がある中で、関西の一体的な取組により、本市ひいては関西の発展に資する広域連携事業を推進するとともに、国の地域主権改革を促進するため、市会の御理解を得たうえで、関西広域連合への正式参加に向けた手続きを進めてまいります。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 9
要 望 内 容	回 答		
59 市内高速道路の未着工 3 路線の計画を撤回すること。	<p>○ 京都高速道路残り 3 路線（堀川線，久世橋線，西大路線）の整備については，存廃も含め抜本的な見直しを行います。</p> <p>（平成 2 4 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通状況調査等 1 5，0 0 0 千円【新規】 		

要 望 内 容

回 答

60 財政を圧迫し，温暖化対策に逆行する焼却灰溶融施設の稼働を中止すること。

- 平成22年6月からの本格稼働に向け，焼却灰溶融施設の整備工事を進めてまいりましたが，試運転中に，排水からの基準値を上回るダイオキシン類の検出，溶融炉本体の耐火レンガの亀裂，減温塔での灰の詰まり，二次燃焼室に堆積したダスト塊りの冷却装置への落下など，様々なトラブルが生じたため，施設の稼働を大幅に延期せざるを得ない事態となっています。
- 住友重機械工業㈱には，工事の完成と工期遅延に伴う損害金の支払いを確約させており（1日当たり約200万円），本社・関連会社一丸となった体制強化を指示し，施設の総点検をさせたうえで，改めて施設の完成期限を明確にさせ，プラントの安全性や安定稼働を確保する対策を，徹底して進めてまいります。
- 施設の稼働に際しては，本市の極めて厳しい財政状況を踏まえて，最近のごみ減量に応じた効率的かつ経済的な運転に努め，運営費の経費節減を図ってまいります。

（経過・これまでの取組等）

平成17年	3月	プラント設備工事契約	
平成19年	3月	建築主体その他工事契約	
平成21年	12月	プラント設備試運転開始	
平成22年	2月	建築工事及び建築設備工事完了	
	4月	試運転中の排水からダイオキシン類の検出	
平成22年	7月～23年	1月	ダイオキシン類対策工事
平成22年	12月～23年	4月	溶融炉本体の耐火レンガ亀裂確認及び補修
平成23年	5月～	プラント設備試運転再開	
	7月～9月	減温塔での灰詰まり及び補修工事	
	9月～	プラント設備試運転再開	
	10月～11月	二次燃焼室に堆積したダスト塊りの冷却装置への落下	
現在		プラント設備の総点検を実施中	